

厚生年金・国民年金 保険料の比較

| | 20時間以上 または 年収65万円以上 (標準報酬月額 58,000円) | 標準報酬月額の下限 (標準報酬月額 98,000円) | 国民年金保険料 |
|--|---|-------------------------------|------------------------------|
| 現在 19年4月～19年8月 厚年 14.642% | 8,492円 | 14,349円 | 14,100円 (19年4月～20年3月) |
| 将来 29年9月～ 厚年 18.3% | 10,614円 | 17,934円 | 16,900円 (平成16年度価格) |

標準報酬月額等級表（厚生年金）

| 標準報酬 | | 報酬月額 | 厚生年金保険料 | | 被保険者数 | |
|------|---------|-----------------|------------------------------|-----------|---------------|------|
| | | | 厚生年金保険料率 | | | |
| 等級 | 月額 | 円以上 円未満 | 14.642% (平成18年9月～平成19年8月) | | 計 32,491,043人 | 割合 |
| | | | 全額(円) | 折半額(円) | | |
| | | 円以上 円未満 | | | 計 32,491,043人 | |
| 1 | 98,000 | ～ 101,000 | 14,349.16 | 7,174.58 | 397,401 | 1.2% |
| 2 | 104,000 | 101,000～107,000 | 15,227.68 | 7,613.84 | 99,562 | 0.3% |
| 3 | 110,000 | 107,000～114,000 | 16,106.20 | 8,053.10 | 184,897 | 0.6% |
| 4 | 118,000 | 114,000～122,000 | 17,277.56 | 8,638.78 | 335,572 | 1.0% |
| 5 | 126,000 | 122,000～130,000 | 18,448.92 | 9,224.46 | 390,492 | 1.2% |
| 6 | 134,000 | 130,000～138,000 | 19,620.28 | 9,810.14 | 516,780 | 1.6% |
| 7 | 142,000 | 138,000～146,000 | 20,791.64 | 10,395.82 | 580,889 | 1.8% |
| 8 | 150,000 | 146,000～155,000 | 21,963.00 | 10,981.50 | 852,677 | 2.6% |
| 9 | 160,000 | 155,000～165,000 | 23,427.20 | 11,713.60 | 871,624 | 2.7% |
| 10 | 170,000 | 165,000～175,000 | 24,891.40 | 12,445.70 | 910,492 | 2.8% |
| 11 | 180,000 | 175,000～185,000 | 26,355.60 | 13,177.80 | 999,541 | 3.1% |
| 12 | 190,000 | 185,000～195,000 | 27,819.80 | 13,909.90 | 962,045 | 3.0% |
| 13 | 200,000 | 195,000～210,000 | 29,284.00 | 14,642.00 | 1,739,068 | 5.4% |
| 14 | 220,000 | 210,000～230,000 | 32,212.40 | 16,106.20 | 2,087,505 | 6.4% |
| 15 | 240,000 | 230,000～250,000 | 35,140.80 | 17,570.40 | 2,021,837 | 6.2% |

※ 国民年金保険料 13,860円（平成18年度）
14,100円（平成19年度）

| 標準報酬 | | 報酬月額 | 厚生年金保険料 | | 被保険者数 | |
|------|---------|-----------------|------------------------------|-----------|-----------|------|
| | | | 厚生年金保険料率 | | | |
| 等級 | 月額 | 円以上 円未満 | 14.642% (平成18年9月～平成19年8月) | | | 割合 |
| | | | 全額(円) | 折半額(円) | | |
| | | 円以上 円未満 | | | | |
| 16 | 260,000 | 250,000～270,000 | 38,069.20 | 19,034.60 | 2,062,186 | 6.3% |
| 17 | 280,000 | 270,000～290,000 | 40,997.60 | 20,498.80 | 1,800,134 | 5.5% |
| 18 | 300,000 | 290,000～310,000 | 43,926.00 | 21,963.00 | 1,829,925 | 5.6% |
| 19 | 320,000 | 310,000～330,000 | 46,854.40 | 23,427.20 | 1,509,422 | 4.6% |
| 20 | 340,000 | 330,000～350,000 | 49,782.80 | 24,891.40 | 1,340,029 | 4.1% |
| 21 | 360,000 | 350,000～370,000 | 52,711.20 | 26,355.60 | 1,299,879 | 4.0% |
| 22 | 380,000 | 370,000～395,000 | 55,639.60 | 27,819.80 | 1,344,281 | 4.1% |
| 23 | 410,000 | 395,000～425,000 | 60,032.20 | 30,016.10 | 1,492,594 | 4.6% |
| 24 | 440,000 | 425,000～455,000 | 64,424.80 | 32,212.40 | 1,190,540 | 3.7% |
| 25 | 470,000 | 455,000～485,000 | 68,817.40 | 34,408.70 | 952,616 | 2.9% |
| 26 | 500,000 | 485,000～515,000 | 73,210.00 | 36,605.00 | 904,542 | 2.8% |
| 27 | 530,000 | 515,000～545,000 | 77,602.60 | 38,801.30 | 639,546 | 2.0% |
| 28 | 560,000 | 545,000～575,000 | 81,995.20 | 40,997.60 | 525,375 | 1.6% |
| 29 | 590,000 | 575,000～605,000 | 86,387.80 | 43,193.90 | 462,330 | 1.4% |
| 30 | 620,000 | 605,000～635,000 | 90,780.40 | 45,390.20 | 2,187,262 | 6.7% |

※ 被保険者数は平成17年3月末のもの

諸外国における短時間労働者に対する適用

○アメリカ [2006年]

被用者については、報酬 (earnings) の多寡や労働時間の長短を問わず、すべて適用し、保険料が賦課される。(年金額算定の根拠となる保険料記録は、年970ドル [111,065円] 以上の収入について行われる。)

○イギリス [2006年]

報酬 (earnings) が週84ポンド [17,052円] 以上の被用者は強制加入。(低所得者・無業者などは任意加入。)
※週84ポンド→年換算 (5.2倍) すると4,368ポンド [886,704円] に相当

○ドイツ [2005年]

月の報酬 (earnings) が400ユーロ [54,600円] 以上又は週の労働時間が15時間以上である場合は強制加入。(400ユーロ未満かつ週の労働時間が15時間未満の場合は任意加入。)(加入しない場合でも、事業主に対して、年間2か月又は50日未満の短期間雇用の場合を除き、報酬の12%に相当する保険料が賦課される。)
※月収400ユーロ→年換算 (1.2倍) すると4,800ユーロ [655,200円] に相当

○フランス [2004年]

報酬 (earnings) を有する者については、強制適用対象となる。(年1,522ユーロ [201,665円] 以上の収入がある場合1四半期の保険期間を得ることができる(1暦年につき最大4四半期まで)。)

○スウェーデン [2006年] : 申告対象となる収入 (income) (年間16,800クローネ [252,000円] 以上) を有する者は強制加入。

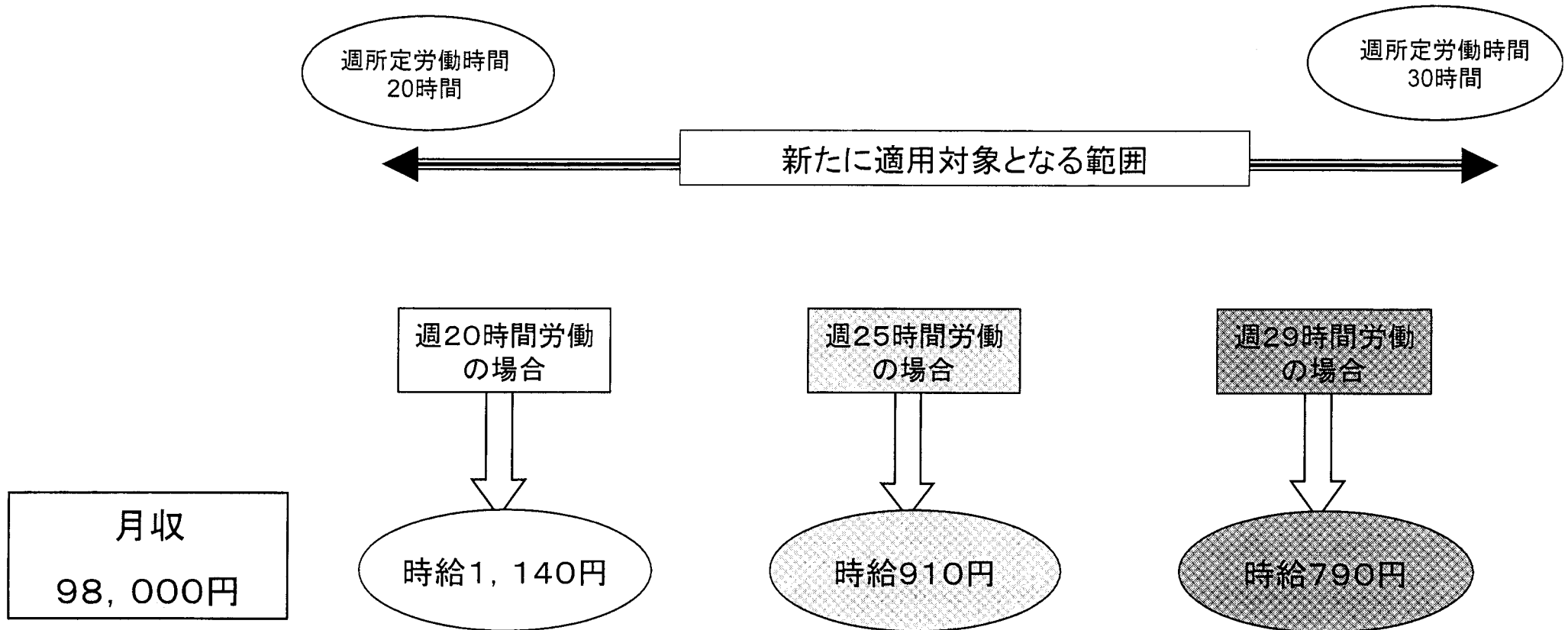
○オランダ [2006年] : 被用者はすべて強制加入。

○カナダ (カナダ年金制度: 所得比例年金) [2005年]

年間基礎控除額 (年間3,500ドル [295,750円]) を超える報酬 (earnings) を有する者は強制加入

(注) 資料中の円表示は、日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」より、それぞれ調査年の平均レートを算出し、換算 (1ドル=114.5円、1ポンド=203円、1ユーロ=132.5円 (2004年)、136.5円 (2005年)、1クローネ=15円、1カナダドル=84.5円)。

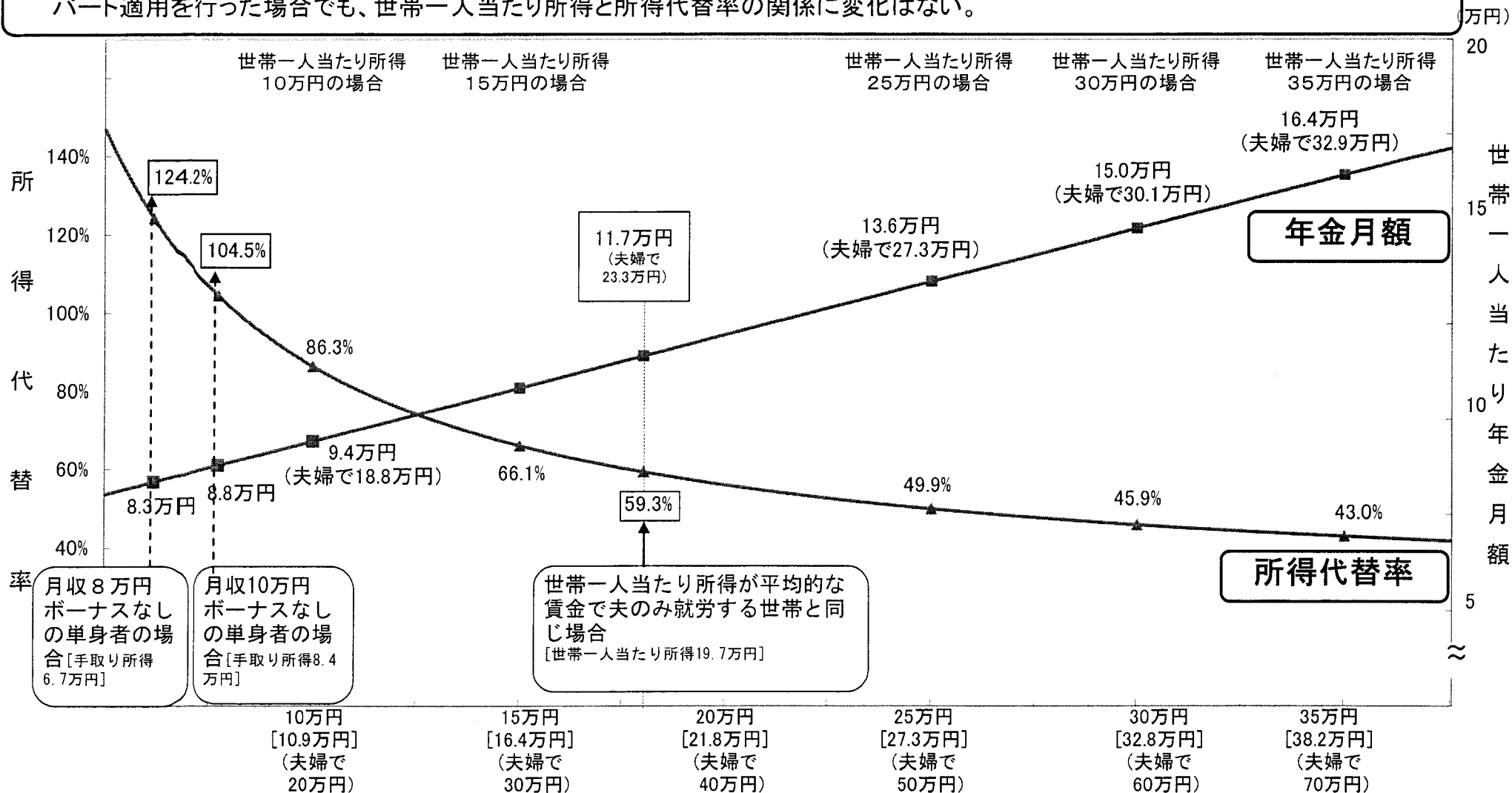
「月収98,000円」と新たに適用対象となる
パート労働者の労働時間ごとの時給の関係



※1月=4.3週として計算、10円単位で四捨五入。

世帯一人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 (平成16年度水準)

○ 世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ)
パート適用を行った場合でも、世帯一人当たり所得と所得代替率の関係に変化はない。



注：世帯一人当たり所得の[]内は、手取り賃金（ボーナス込み年収の月額換算値）である。

社会保険適用と就業調整について

社会保険適用に伴い発生する保険料負担を回避するため、パート労働者本人が「就業調整」を行うか否かについては、

- ① 何らかの適用基準を設ける限り「就業調整」は不可避である
- ② 就業調整が発生するとしても、なくすように工夫して適用拡大を図るべき
- ③ 例えば「週労働時間20時間以上」を適用対象とした場合、実際には「就業調整」は起きにくいといった様々な見解がある。

上記③の「実際には「就業調整」は起きにくい」との立場からは、

- 保険料本人負担を回避するため労働時間を短縮した場合、手取り収入がそれ以上に減少するケースが多いので、実際に労働者が就業調整を行うことは少ない、むしろ労働時間を延長して保険料負担による減収を補おうとするのではないかと、この見解や、
- 労働時間を短縮しても一日又は半日拘束されることに変わりはないことから、週20時間未満への就業調整は起きにくいのではないかと、この見解もある。

(参考)社会保険適用に伴う収入の変化の例 (週労働時間20時間以上を適用対象とした場合のイメージ)

* 勤務期間、月収など別の切り口からも適用基準を設けた場合、これらの基準で適用除外となる者には下記の保険料負担は発生しない

| 適用前の労働時間 | 保険料本人負担に伴う手取り収入の変化 | 適用(保険料負担)を回避するための | | 保険料負担による減収を補うための | |
|----------|--|-------------------|---------|------------------|---------|
| | | 週労働時間 | 賃金収入の変化 | 週労働時間 | 賃金収入の変化 |
| 29時間 | 厚生年金 7.3% (14.642 / 2) 健康保険 4.1% (8.2 / 2) 介護保険 0.6% (1.23 / 2) | 19時間 | -34.5% | 33時間 | +13.8% |
| 25時間 | | 19時間 | -24.0% | 29時間 | +16.0% |
| 22時間 | | 19時間 | -13.6% | 25時間 | +13.6% |
| 21時間 | | 19時間 | -9.5% | 24時間 | +14.3% |

(注1) 時間給制で、労働時間の増減に伴い比例的に賃金収入が増減することを前提としている

(注2) 厚生年金の保険料率は18年9月～19年8月のもの、健康保険、介護保険の保険料率は政管健保のもの(18年3月～)

賃金要件と労働者自身による就業調整について

1. サラリーマンに扶養されていない配偶者(年収130万円以上) 独身フリーターなど

【現状】

- ・国民年金の定額保険料(19年度月14100円)を負担

【厚生年金適用後】

- ・一般に保険料本人負担が軽減される一方で、年金給付は報酬比例部分が追加

⇒ 厚生年金の適用を免れようとして、「就業調整」により月収を抑える行動は想定されにくい

2. サラリーマンに扶養されている配偶者(年収130万円未満)

【現状】

- ・個別の保険料負担なし
- ・収入が増加し130万円を超えた場合、国民年金保険料(19年度14100円)の負担だけが発生し、給付(基礎年金)は増えないため、130万円未満となるよう就業調整を行っている者も多い

(参考)女性のパート労働者の5.1%は年収120万円～130万円に集中しており、前後の年収層より多い。

【厚生年金適用後】

- ・新たに厚生年金の負担が発生するが、それ以上の厚生年金を受けることが可能
- ・130万円を超えて収入が増加したとしても、緩やかに定率の保険料負担(本人約7%)と年金給付が増加することとなり、現行と比べ「130万円の壁」を大きな障壁と意識する必要はなく、本人の意欲と能力に応じて「当面の収入」と「将来の年金」の両方を増やすことが可能となる。

⇒ 厚生年金の適用を免れようとして、「就業調整」により月収を抑える行動もあり得る。
一方で、これまでの「130万円の壁」の手前での「就業調整」が解消され、本人の意欲と能力に応じて、「当面の収入」と「将来の年金」の両方を増やす行動をとる場合も多いものと考えられる。

(備考)事業主が事業主負担を免れるため、賃金を減らそうとすることも考えられるが、労働市場が逼迫する中で、必要な労働力の確保が困難となることが予想され、実際にはこうした行動は起きにくいのではないかと考えられる。

(「社会保障審議会年金部会パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググループ報告書」より)